

(提出不要)

ふるさと納税ワンストップ特例 チェックシート

寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）をご利用の場合には、次の項目についてご確認ください。申請時は1～4までのチェックが必須項目となります。

チェック	項目	説明・対応
1 <input type="checkbox"/> 必須	ふるさと納税寄附金に関する控除以外には確定申告を行う必要がないので、申告をせずワンストップ特例の利用を希望する（※1）。	ふるさと納税をしていなければもともと確定申告をする必要のない方が、ワンストップ特例を利用することができます。
2 <input type="checkbox"/> 必須	年内にふるさと納税をした自治体の数が、合計5か所以下である。	6か所以上の自治体に寄附をした場合には、確定申告が必要になります。
3 <input type="checkbox"/> 必須	寄附先自治体に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した。	ワンストップ特例の利用には、寄附先自治体に申請書を提出する必要があります。
4 <input type="checkbox"/> 必須	「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出の際に、個人番号（マイナンバー）を記載し、 <u>個人番号カードの両面の写し又は個人番号通知カード及び身分証明書の写し（※2）</u> を添付した。	平成28年寄附分より、ワンストップ特例を利用するには、個人番号の記載とカードの写しが必要になります。
5 <input type="checkbox"/>	「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した後に住所や姓が変わった。	住所や姓が変わった場合には、寄附先自治体へ連絡（別途変更届の提出）が必要です。
6 <input type="checkbox"/>	「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出したが、状況が変わって確定申告を行うことになった。（※3）	ワンストップ特例の利用を取りやめ、確定申告をすることになる場合には、寄附先自治体へ連絡が必要です。
7 <input type="checkbox"/>	一つの自治体に寄附を行った後、同一年内にその自治体へ再度寄附を行った。	寄附の都度「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出してください。
8 <input type="checkbox"/>	申請後、寄附先自治体から、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」が届いた。	寄附先自治体が「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を受付すると、受付書を返送します。

※1 確定申告や住民税申告を行う方は、ワンストップ特例を利用できません。

※2 個人番号カードをお持ちの方は個人番号カードの表裏面の写し1枚を、個人番号カードの交付がお済みでない方は、個人番号通知カードの写し1枚と運転免許証などの身分証明書の写し1枚（保険証、住民票など顔写真のないものは2枚）をあわせて提出してください。

※3 ワンストップ特例の申請をしたにも関わらず、確定申告を行った場合には、ワンストップ特例が適用されません。

寄附及びワンストップ特例の申請後は、ふるさと納税に関する手続きはございません。